

令和2年度 第1回及び第2回 隠岐の島町職員採用試験公告（案内）

令和2年7月13日

隠岐の島町長 池田 高世 偉

令和2年度第1回及び第2回隠岐の島町職員採用試験を次のとおり実施するので、隠岐の島町職員採用試験実施要綱（平成16年隠岐の島町告示第10号）第7条の規定に基づき公告する。

1. 受付期間

【第1回試験及び第2回試験】

- 1) 令和2年7月13日(月) ～ 令和2年8月14日(金)
- 2) 受付時間は、月曜日から金曜日まで(祝祭日を除く)の午前8時30分から午後5時まで
- 3) 郵送による場合は、8月14日(金)までの消印があるものに限り受付

2. 試験区分、採用予定人員及び職務内容

【第1回試験】

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	若干名	町長部局、教育委員会教育長部局又は企業部局に勤務し、行政事務に従事
社会福祉士	若干名	町長部局に勤務し、保健福祉に関する相談援助等の業務に従事
保健師	若干名	町長部局に勤務し、保健業務に従事
土木技師	若干名	町長部局、教育委員会教育長部局又は企業部局に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画等に関する設計・積算・施工管理等の業務に従事
保育士	若干名	町長部局に勤務し、保育業務に従事

【第2回試験】

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務 (障がい者対象)	若干名	町長部局、教育委員会教育長部局又は企業部局に勤務し、行政事務に従事

3. 受験資格

- 1) 次の要件をすべて満たす人が受験できます。

■一般事務

- ・平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人

■社会福祉士

- ・昭和60年4月2日以降に生まれた人
- ・社会福祉士の資格を有する人又は令和3年3月31日までに当該資格を取得する見込みの人

■保 健 師

- ・昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた人
- ・保健師の資格を有する人又は令和 3 年 3 月 31 日までに当該資格を取得する見込みの人

■土 木 技 師

- ・昭和 60 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた人

■保 育 士

- ・平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた人
- ・保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人又は令和 3 年 3 月 31 日までに当該資格等
を取得する見込みの人

■一 般 事 務（障がい者対象）

- ・平成 2 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた人
- ・身体障がい者の場合
身体障害者手帳の交付を受けている人
- ・知的障がい者の場合
次のいずれかに該当する人
(ア)都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人
(イ)知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、児童相談所、障害者職業センター、
精神保健指定医により知的障がい者であると判定された人
- ・精神障がい者の場合
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

2) 上記 1) にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 日本国籍を有しない人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 日本国憲法施行日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4. 試験の日時、試験地、試験会場及び合格発表

【第 1 回試験】

区分	日 時	試験会場	合格発表
第一次 試 験	<u>9 月 20 日(日)</u> 受付 9:15~9:45 試験 10:00~	島根県民会館 (松江市殿町 158)	11 月 5 日(木)に役場前掲 示板に掲示、町ホームページに 掲載するほか、合格者に郵便 にて通知
第二次 試 験	<u>11 月 15 日(日) 予定</u> 受付 8:30~ 試験 第一次試験合格 通知の際にお知 らせします。	隠岐の島町役場 (新庁舎) (隠岐の島町下西 78 番地 2)	11 月下旬に役場前掲示板 に掲示、町ホームページに掲載 するほか、合格者に郵便にて 通知

【第2回試験】

区分	日 時	試験会場	合格発表
第一次試験	<u>11月1日(日)</u> 受付 9:15～9:45 試験 10:00～	隠岐の島町役場 (新庁舎) (隠岐の島町下西 78 番地 2)	11月16日(月)に役場前掲示板に掲示、町ホームページに掲載するほか、合格者に郵便にて通知
第二次試験	<u>11月22日(日) 予定</u> 受付 8:30～ 試験 第一次試験合格 通知の際にお知らせします		12月上旬に役場前掲示板に掲示、町ホームページに掲載するほか、合格者に郵便にて通知

5. 試験の種目及び内容

【第1回試験】

区分	試験区分	試験種目	試験種類	内 容
第一次試験	一般事務 ・ 社会福祉士 ・ 保健師	教養試験 (2時間)	高校卒業程度	公務員としての必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験 [出題分野] 時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する知能
		職場適応性検査 (20分)		公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性を検査
	土木技師	教養試験 (2時間)	高校卒業程度	公務員としての必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験 [出題分野] 時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する知能
		専門試験 (1時間30分)		専門的知識や能力について、択一式による筆記試験 [出題分野] 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造学力、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工
	保育士	教養試験 (2時間)	高校卒業程度	公務員としての必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験 [出題分野] 時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する知能
		専門試験 (1時間30分)		専門的知識、能力について、択一式による筆記試験 [出題分野] 社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む)、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健
第二次試験	全職種	作文試験		文章による表現力、課題に対する理解力などについて作文試験を実施
		面接試験		主として人格、性格等をみる目的で面接を実施

【第2回試験】

区分	試験区分	試験種目	試験種類	内 容
第一次試験	一般事務 (障がい者 対象)	教養試験 (2時間) (注)	高校 卒業 程度	公務員としての必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験 [出題分野] 時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する知能
		職場適応性検査 (20分)		公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性を検査
第二次試験	全職種	作文試験		文章による表現力、課題に対する理解力などについて作文試験を実施
		面接試験		主として人格、性格等をみる目的で面接を実施

(注) 教養試験において点字の試験問題を希望される場合、試験時間は3時間とします。

6. 受験手続

1) 申込用紙の交付

- ① 申込用紙は、隠岐の島町役場 総務課 職員係 で交付します。
- ② 申込用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験請求」と朱書きし、宛先を明記した返信用封筒(定形外 A4 サイズ)に 140 円切手を貼り、必ず同封して下記へ請求してください。

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町1番地

隠岐の島町役場 総務課 職員係 (Tel08512-2-2111 (内線 219))

但し、令和2年8月7日(金)(必着)までに請求のあったもの限り郵送します。

2) 受験の申し込み

- ① 申込用紙に必要事項をすべて記入し、「面接カード」と 140 円切手を添えて、隠岐の島町役場 総務課 職員係まで提出してください。
- ② 郵送する場合は、140 円切手を同封し、封筒の表に「試験申込」と朱書きし書留で郵送してください。
- ③ 申し込みの際し、申込用紙の受験票欄は切り離さず、写真欄に写真を貼らないで提出してください。また受験票(表)の住所等については、記入する必要はありません。

※写真は、折返し受験票の交付を受けた後に貼り、試験当日持参ください。

- ④ 受験票は、申し込み受付後、受験資格を審査した後に封書にて郵送します。
- ⑤ 受験票が8月28日(金)までに到着しないときは、隠岐の島町役場 総務課 職員係まで連絡してください。
- ⑥ 障がい者を対象とする一般事務の受験者は、受験資格に係る手帳等の写しを提出してください。

3) 受験にあたっての注意事項

第一次試験当日は次のものを持参して下さい。

持 参 す る も の	留 意 事 項
受 験 票	写真欄に、最近6ヵ月以内で帽子をつけず上半身正面向きを撮った大きさ 縦4cm横3cm の写真を貼付
HB 又は B の鉛筆・消しゴム	
時 計 ※必要に応じて	時計を持参する場合には、時計機能だけのものに限る

7. 受験上の配慮

障がい者を対象とする一般事務の受験者の希望に応じて、可能な限りの対応をとることとしています。

希望の有無にかかわらず、「受験にあたっての要望事項」に必要事項を記入し申込用紙とあわせて提出してください。

なお、希望の内容によっては対応できないことがあります。

8. 採用

- 1) 採用は原則として、令和3年4月1日以降に行います。
- 2) 給与は、隠岐の島町給与規程により支給されます。
- 3) 次に該当する場合は、合格が取り消されます。

受験資格にある資格を取得見込みの合格者で、令和3年3月末までに取得できない場合。